			ハ　つかみリンク（解体用つかみ機に限る。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
				②　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
				③　ピンシールの損傷の有無を調べる。	③　損傷がないこと。
				④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
			ニ　圧砕ポイント及びつかみポイント	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。
		(2)　ブーム等	a　ブーム、アーム及びリンク b　散水配管	この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.7 油圧装置 7.3.8 操作装置 7.3.9 安全装置 7.3.10 車体関係				この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.11 総合テスト				走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

○厚生労働省告示第三百二十一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、フォークリフト特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

フォークリフト特定自主検査基準

一　この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百五十一条の二十四第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二　特定自主検査は、次の表の左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
1 原動機（ガソリンエンジンに限る。）	(1)　本体	a　始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、かつ、異音がないこと。
		b　回転の状態	①　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。	①　回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			③　エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③　引っ掛かりがなく、かつ、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c　排気の状態	①　エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	①　排気色及び排気音が正常であること。
			②　排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。
		d　エアクリーナー	①　ケースの亀裂及び変形並びに蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	①　ケースの亀裂及び変形並びに蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			②　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	②　著しい汚れ及び損傷がないこと。
			③　油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリーナーに限る。）。	③　油量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、著しい汚れがないこと。